



事業者の皆様へ

犯罪被害に遭われた 従業員の方への 理解と支援について

私たちは、いつ、どこで犯罪被害に遭うか分かりません。
犯罪被害に遭われた方やそのご家族が仕事を辞めざるをえないような状況にならないように、
必要な配慮について考えてみませんか。



福井県犯罪被害者等支援条例

(令和3年4月1日施行)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況および犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する犯罪被害者等の就労に関し必要な配慮を行うよう努めるものとする。

※「犯罪被害者等」とは、犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族のことをいいます。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

犯罪被害者等を取り巻く環境とは…

犯罪被害を受ける可能性は誰にでもあります。自分の同僚や自分自身がある日突然、犯罪被害者やその家族・遺族になるかもしれません。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、命を奪われる、けがをさせられるなどの直接的な被害に苦しむだけでなく、被害後、長期にわたり様々な困難を抱えていくことになります。

捜査、裁判の負担

事件のつらい体験を
繰り返し説明
法廷への出廷、証言

日常生活の不安

仕事や就労が困難
住む家を失う
医療費等の増加

再被害のおそれ

加害者から再び被害を受けること または
そういったことへの不安

困難な被害回復

不眠・食欲不振など
心身の不調
後遺症による障がい等

二次被害

心無いうわさ話、過剰な取材
偏見による解雇、哀れみの眼差し

仕事にも影響することが…

- 心身の不調により仕事の能率低下や対人関係に支障をきたす。
- 治療のための通院や刑事手続きへの対応、裁判への出廷等のために欠勤が増加。

仕事を続けたくても
辞めざるを得ない状況に
なることも少なくありません

周囲の方(職場の上司、同僚の皆様)へのお願い

犯罪被害に遭われた方々は、周囲の偏見や、心無い言動、誹謗中傷などにより精神的な苦痛、身体の不調に悩まされることがあります。このような二次被害を防ぐためにも、職場の皆さんは、被害に遭われた方々に寄り添う行動を心がけましょう。

好ましくないと される言葉

- その時〇〇すればよかったのに。
- 強くなって前向きに生きていかなくてはなりません。
- 命が助かっただけでも良かったと思わなければ。

相手の心情に 寄り添う言動を

- 挨拶など普段どおりに接する。
- 求められたときに話し相手になる。
- 相談窓口を紹介する。



事業者(会社経営者)の皆様へのお願い

犯罪被害に遭われた方や、そのご家族・ご遺族が仕事を続けられるようにするため、職場環境の整備に取り組みましょう。

1. 既存の特別な休暇制度を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として、犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

2. 「犯罪被害者等休暇制度」の創設

各企業における特別な休暇制度の1つとして「犯罪被害者等休暇制度」を創設することが考えられます。この場合、どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

詳細は

3. 必要な休暇を付与する旨を周知

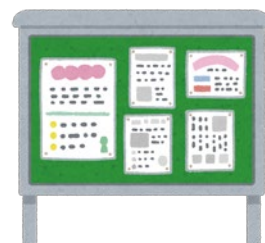
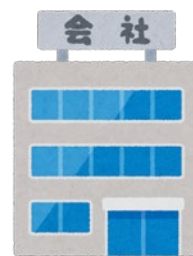
休暇制度の対象に「犯罪被害者等」が明記されていない場合も、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えられることが考えられます。

4. 勤務変更や勤務調整

犯罪被害者等の希望に応じた部署への異動や仕事内容の変更、時短勤務の活用などについて、検討・調整を図ることが考えられます。

5. 従業員に対する理解の促進

社内広報等において、犯罪被害に遭われた方々への支援の必要性について、従業員への周知を行うほか、理解ある接し方についての教育や研修会を実施することが考えられます。



福井県・福井県警察の犯罪被害者等支援制度

福井県犯罪被害者等生活支援金

福井県警察では、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、殺人などの故意の犯罪行為（過失犯を除く）により不慮の死を遂げた犯罪被害者のご遺族、または重傷病を負われた犯罪被害者の方に対して生活支援金を給付しています。 ※福井県内に住所を有する方で、前年の合計所得金額が300万円未満の方

- 遺族生活支援金 60万円
- 重傷病生活支援金 20万円

問い合わせ先

福井県警察本部 県民サポート課 被害者支援室
TEL 0776-22-2880(代表)

その他にも…

- 医療費、転居費用、カウンセリング費用、法律相談費用等の公費負担制度
- 性暴力被害者の医療費の公費負担制度
- 県営住宅の優先入居 など



詳細は福井県
ホームページを
ご覧ください▶



犯罪被害に遭われた場合の相談窓口

窓 口		内 容	連絡先	相談時間
総合相談	犯罪被害者等総合相談窓口 (福井県庁県民安全課)	相談に対応し、関係機関の情報提供・橋渡しを行うなど総合的な対応を行います。	0776-20-0730	平日 8時30分～17時15分 (祝日、年末年始を除く)
	警察安全相談電話 (福井県警察)	犯罪被害の未然防止や県民の安全・平穩に関する相談等に対応します。	#9110 または 0776-26-9110	24時間365日
	(公社)福井被害者 支援センター	電話相談、カウンセリング、付き添い支援など各種支援を行います。	0120-783-892	月～土 10時～16時 (祝日、年末年始を除く)
性犯罪 性暴力	性犯罪被害相談電話 (福井県警察)	性犯罪被害に関する相談に応じます。	#8103 または 0120-292-170	24時間365日
	性暴力救済センター・ ふくい「ひなぎく」 (福井県済生会病院)	性犯罪・性暴力被害者・AV出演被害者の支援を行っています。医師、臨床心理士、看護師などの職員が対応します。	#8891 または 0120-8891-77	24時間365日
DV	福井県配偶者暴力被害者 支援センター (福井県生活学習館、総合福祉相談所、 各健康福祉センターに窓口を設置)	DVに関する相談に対応します。	#8008 または ①0776-41-7111 (福井県生活学習館) ②0776-24-6261 (総合福祉相談所)	①火～日 9時～16時45分 ②平日 8時30分～17時15分 (夜間 毎日17時15分～22時)
	男性DV相談 (総合福祉相談所)	男性が被害者となるDVの相談に対し、男性相談員が対応します。	080-8690-0287	第1～4水曜日 9時～13時
交通事故	交通事故相談所 (福井県庁県民安全課)	交通事故に関する相談に対応します。	0776-20-0518	月・火・木・金 9時～16時
労 働	労使相談センター	労働に関する様々な問題について、随時相談に応じます。	嶺北 0778-22-1006 嶺南 0770-22-1015	平日 9時～17時 (祝日、年末年始を除く)
法 律 刑 事	福井地方検察庁	被害者からの相談や事件に関する問い合わせ等に応じます。	0776-28-8744	平日 9時～17時
	法テラス福井	法制度・相談窓口の案内や、弁護士の紹介を行います。	0570-078348	平日 9時～17時

各市町犯罪被害者等支援相談窓口

市町	所管課	電話番号
福 井 市	危機管理課	0776-20-5234
敦 賀 市	生活安全課	0770-22-8115
小 浜 市	生活安全課	0770-64-6007
大 野 市	防災防犯課	0779-64-4800
勝 山 市	総務課	0779-88-1116
鯖 江 市	市民相談課	0778-42-5103
あわら市	総務課 防災安全対策室	0776-73-8040
越 前 市	市民協働課 ダイバーシティ推進室	0778-22-3293
坂 井 市	安全対策課	0776-50-3525

市町	所管課	電話番号
永平寺町	防災安全課	0776-61-3951
池 田 町	総務財政課	0778-44-8003
南越前町	総務課 防災安全室	0778-47-8016
越 前 町	防災安全課	0778-34-8721
美 浜 町	総務課	0770-32-6700
高 浜 町	防災安全課	0770-72-7701
おおい町	防災安全課	0770-77-4054
若 狭 町	環境安全課 防災対策室	0770-45-9126

賛助会員の募集 (公社)福井被害者支援センター

福井被害者支援センターの支援は、会費・寄附等、皆様のやさしさによって成り立っています。被害者の方が安心して相談できるよう、ご支援ご協力をお願いします。

●寄 附 一口1,000円より

●賛助会員

法人・団体 10,000円
個人 2,000円

問い合わせ先

(公社)福井被害者支援センター

TEL 0776-88-0801

☒ HPの専用フォームより

発行

福井県
安全環境部 県民安全課

〒910-8580
福井県福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776-20-0296
FAX 0776-20-0633



令和5年1月作成